

会 議 録

1. 会議名	平成30年度第1回習志野市健康なまちづくり審議会
2. 開催日時	平成30年4月5日（木）13時30分から15時30分
3. 開催場所	市庁舎 1階 会議室
4. 出席者	<p>委員：豊崎会長、栗原委員、櫛方委員、佐藤委員、田淵委員、佃委員、石川委員、内山委員、柏木委員（以上、9名） （欠席6名：鈴木副会長、山森委員、久保委員、長島委員、石丸委員、吉見委員）</p> <p>事務局：健康福祉部 菅原部長、松岡次長、仁王健康支援課長、児玉主幹、山口主幹、塙主幹、早川係長、森林主査、大石副主査 都市環境部 志摩クリーン推進課長、遠藤係長、佐久間主事（以上、12名）</p> <p>オブザーバー：1名（習志野健康福祉センター） 傍聴者：5名</p>
5. 概要	<p>1. 開会</p> <p>2. 議事 （1）受動喫煙を防止するための条例について（継続審議）</p> <p>3. その他（事務連絡等）</p> <p>4. 閉会</p>
6. 担当課	健康福祉部 健康支援課

会議の内容	<p>1 開 会 （豊崎会長） これより平成 30 年度第 1 回習志野市健康なまちづくり審議会を開会いたします。</p> <p>2 議 事 （豊崎会長） それでは、日程第一、審議事項に移らせていただきます。 本日は、引き続き、受動喫煙を防止するための条例につきまして、審議を進めてまいりたいと思います。</p>
-------	--

はじめに、前回までの審議内容、審議結果につきまして、内容を確認しながら、前回保留、または継続して審議することとした部分についてまとめていきたいと思えます。それでは、事務局より説明をお願いいたします。

(仁王健康支援課長)

《配布資料》

- 1 「(仮称)屋外受動喫煙防止条例」の基本的な考え方
- 2 「不特定または多数の人が利用する場所」の取り扱いについて
- 3 受動喫煙を防止するための条例について(答申)【案】

本日お手元に配付いたしました資料は、資料1～3の3種類でございます。

まず、資料1が「(仮称)屋外受動喫煙防止条例」の基本的な考え方。こちらのものになります。これは、前回お配りしたものに、前回の審議結果を反映させたものでございます。

次に、資料2が「不特定または多数の人が利用する場所」の取扱いについてです。こちらのものになります。表形式のものでございます。

これは、前回保留となっております、3. 定義 中の、「公共の場所」の後段、不特定または多数の人が利用する場所。この部分につきまして、区分ごとに具体例を示したものとなっております。

最後に、資料3でございます。こちらの縦長のものになりますが、受動喫煙を防止するための条例について(答申)【案】と書いてあるものです。

こちらは、これまで委員の皆様にご審議を重ねていただいた内容を、豊崎会長に答申案としてまとめていただきました。

それでは、順に資料の説明をさせていただきます。資料1を御覧ください。

まず「1. 目的」でございます。これにつきましては、喫煙により生じる煙等にさらされること(受動喫煙)による健康被害を防止し、市民の健康を守るため、「受動喫煙のないまちづくり」を推進すること。という内容で決定しておりますので、前回からの変更はございません。

続きまして「2. 目的達成のための手段」でございます。この部分につきましては、前回会議の中で、これまで使用してきた表現を見直し整理をしたところでございます。

一つ目が「公共の場所における喫煙の禁止（喫煙の規制）」でございます。これにつきましては、前回の会議において、周囲に人がいる場合の喫煙禁止と、公共の場所での喫煙の禁止の組み合わせパターンとして4種類をお示ししました。このうち、公共の場所での喫煙を禁止するが、公共の場所以外、個人宅の庭などでの喫煙は禁止しないとの御意見で一致いたしました。

二つ目の「受動喫煙させない社会環境の整備」につきましては、記載のとおり前回からの変更点はございません。

次に「3. 定義」の部分に前回保留となったものが含まれておりますので、後ほど改めて御審議いただきたいと思っております。

先に進めます。裏面をご覧ください。「4. 関係者に求めること」でございます。こちらの内容につきましても、前回からの変更はございません。

次の「5. 喫煙規制の対象となる場所」でございます。こちらにつきましては、前回の審議内容を踏まえ、一部変更させていただいております。

まず「ii 重点区域」の②、保育所、幼稚園、こども園、小・中学校、高等学校の周辺道路となっている部分でございますが、前回の資料では、高等学校のあとに「大学」というものが赤枠で囲われて記載しておりました。これについては、前回の会議において「大学は別に考えるべき」との結論に至りましたので、重点区域の中から削除いたしました。

次に「iii 適用除外」につきまして、前回は全体を大きく赤枠で囲ってありました。「喫煙してもよい場所」について御審議いただく中で、吸う人の権利も尊重すべき、吸う人・吸わない人の共存について配慮が必要などのことから、一定の要件を満たすものであれば、喫煙所を設置することについては認める。ただし、この場合において、喫煙所はただ灰皿を置くだけではなく、壁で囲む等、受動喫煙を生じさせないようなものであることが望ましいという御意見で最後に一致したもので、赤枠につきましては外してございます。

続いて「6. 実効性の担保」、「7. 条例の施行時期」につきましては、いずれも前回からの変更点はございません。

表面に戻っていただきまして、保留してあった「3. 定義」について。

この中で、下から2行目「vii 公共の場所」の後段、赤枠で囲った部

分「不特定または多数の人が利用する場所」ですが、こちらが前回から保留となっている部分です。

これにつきましては、資料2「不特定または多数の人が利用する場所」の取り扱いについて、を御覧ください。

前回の会議において、不特定または多数の人が利用する場所での喫煙の規制について、様々な場所についての御意見を頂戴しましたが、具体例を挙げておりませんでしたので、規制の強弱を議論する際に整理が難しくなっていました。そこで今回は、不特定または多数の人が利用する場所について具体例を挙げた上で表の形にまとめました。

前回の会議の中で、①駅前通路や広場、こちらについては、道路・公園・公有地と同等に喫煙を禁止する、区分Aとして整理されたものと思います。残りの②～⑤について、道路・公園・公有地と同等に喫煙を禁止する区分Aとするのか、喫煙は禁止しないが受動喫煙防止に対する何等かの規定が必要である区分Bとして整理するのか、御検討いただきたいと思います。

参考に、あわせて、特定の人が利用する駐車場、一般的な企業の敷地、マンション内の通路、一般的な個人宅の敷地については、特定の人が利用する場所として参考に記載させていただいております。

この「区分」欄の空白になっている部分について、一つひとつ御確認いただき区分を決めていくことで「不特定または多数の人が利用する場所」についてが整理されるのではなかろうかと考えます。以上です。

(豊崎会長)

それでは、今の説明につきまして、御異議や御意見、質問等ございましたらお願いいたします。

【なし】

よろしいでしょうか。ないようでしたら、まず、「不特定または多数の人が利用する場所」の取扱いについて議論していきたいと思います。資料2を見ながら、一つずつ確認していきたいと思います。

この区分②から⑤の空白部分、この部分を埋めていくこととなります。まず、一番上の「マンションの公開空地」ですね。これについて皆さん、いかがでしょうか。

(仁王健康支援課長)

こちら、②の「マンションの公開空地」という場所ですが、もしかしたら皆さん、イメージつかないかもしれませんので簡単に御説明いたします。

マンション等建物を建築する場合に、公開空地という形で、誰でも入っていいですよというような場所をつくりますと、容積率の一部が緩和されて、通常よりも大きい建物を建築することができる特別措置がとられております。

この、マンションの公開空地というのは、マンションを建てるにあたって公開空地として用意した土地、つまり、もともとここは不特定または多数の人が利用するというを前提に設置された空地である場所を公開空地と記載させていただいております。

(豊崎会長)

そうすると、例えば、マンションの中にある公園であるとか、そういうスペースですか。駐車スペースなんかもあると思いますけど。そういった所は大体それに当てはまるということになりますか。

(仁王健康支援課長)

例えば、今、JR津田沼駅前の仲よし幼稚園の跡地に大きなマンションを建設中かと思いますが、あそこも公開空地ということで一部を公園のようなかたちで整備いたします。そこはどうぞ周りの皆さん使ってくださいということで、イメージ的にはマンションに付随している公園みたいな空地になります。

また、公開空地には必ず、公開空地という看板が出ているそうです。

(楢方委員)

所有はマンションの持ち主なんですよ。その公開空地の所有者はあくまでもそのマンションを建てた業者ということですよ。

(仁王健康支援課長)

公開空地については、基本的にマンションの土地になります。

(柏木委員)

マンションには理事会というものがあると思うんです。理事会で大抵

のことは決めていますので、このマンションの公開空地についてもマンションの住人が決めるべきことだと思います。我々がここで喫煙はダメだとか良いとか、そういうことは言えないんじゃないかと思います。

ですから、これはあくまでも区分Aには入らないので、区分Bには入れてもいいかなと思います。基本的にはマンションの住人の方が決められることだと思います。

(仁王健康支援課長)

マンションの公開空地というのは誰でも入れる場所になっております。それで、この下の参考という部分に「マンション内通路」という書き方をしているんですが、ここがマンションの人しか入れない場所。そこは当然マンションのものなのでマンションの方で、というようなかたちになっております。

公開空地はあくまでも不特定または多数の人が誰でも通っていいですよという部分になりますのでマンション住人が専用で使う部分とは若干ずれてまいります。

(豊崎会長)

そうすると、そこはマンションの理事会が管理している、いろいろなことを決定しているという場所とは一般的には外れてくるというような判断でよろしいですか。

(仁王健康支援課長)

大変申し訳ありません。今すぐ確認して参りますので少々お時間いただきたいと思います。

(豊崎会長)

では、ここは一旦飛ばしておきましょう。多分ここが区分Aとはなかなか言いづらいと思います。皆さんそんな感じだと思います。ここは一回保留にします。

では、次の③にいきます。ショッピングモール等の通路・広場。これはいろいろなところにありますけど、駐車場と一体となっていることも多いですけど、ここをどうするかですね。皆さんいかがでしょうか。

(榎方委員)

ショッピングモールの通路や広場は、お子さんがたくさんいる場所だと思いますので、私はここはダメだなんて思うんです。お子さんが多いので受動喫煙に関しては気になります。

(田淵委員)

健康という観点から言ったら私も個人的にはそうなんですけど、ただ、私の立場というか、商工会議所という観点からいきますと、たばこの税収がかなり習志野市には入っているということを考えると、一概にすべてをダメにしてしまうと結局、かなり色々な部分にも及んでくるんじゃないかなと。

J Tさんの方では分煙コンサルタントという方もいらっしゃるということも伺いまして、そういう観点からきちんと分煙できる環境というものを設置するならば、区分Bでも良いのではないかなというふうに思います。

(内山委員)

確認させてください。この区分Aか区分Bかというのは「6. 実効性の担保」のiとiiにあたる部分というふうに考えて良いのですか。それとも、それとは全く別で、区分Aだと罰則があって、区分Bだと罰則がないというような理解とはまた違うということで良いのでしょうか。

(仁王健康支援課長)

今、議論していただいているのは私有地になるんですね。今回区分Aに指定した場所は、道路・公園・公有地と同様に喫煙を禁止するエリアというふうに考えていただければ結構です。

区分Bにつきましては、何らかの規制はかけるけどそれが配慮義務なのか、努力義務なのか、それとも壁を建てた喫煙所を置けば大丈夫だよ、というような規制をかけるとか、そういった段階的なものになるかと思います。

また、今、御議論いただいている部分は私有地なので、あくまでも市の方で規制がかけられる場所、かけられない場所というのが当然出てくるかと思います。

(内山委員)

それは、実効性の担保とは違う部分ということで考えて良いですか。

(菅原健康福祉部長)

資料1の「2. 目的達成のための手段」では、受動喫煙させない社会環境の整備の中で、関係者に求めることとして、公共の場所などに設置された喫煙所の撤去や、例えば事業者さんに、ここに灰皿を置かないでくださいですとか、受動喫煙をさせないようにお願いするとか。

この「6. 実効性の担保」になりますと、勧告や措置命令になってしまうとちょっと強くなってしまいますので、協力依頼になるんでしょうかね。そのようなかたちで、何らかの働きかけはできるような規定を定めるといことで、区分Bの方で「なんらかの規定」というような表現がしてあるんですけど。その場所は喫煙の禁止ということではないけど、何らかの規制を行う、そういうふうに御理解いただければと思います。

(内山委員)

禁止ではないけど、この条例ができることによって働きかけることができる場所という理解で良いでしょうか。———ありがとうございます。

(豊崎会長)

いかがでしょうか。あくまでも民有地ということですね。市の所有する場所ではありませんので、そこが他の重点地区とは違ってくるところですね。どうですか、栗原先生。

(栗原委員)

やはり、民有地ということであくまで個人や企業のものということもあると思うんですが、実際にそこを使われる方が一般の人であるし、子ども達でもある。

それから、歩きたばこの問題が非常に大きくなってくるんだと思うんです。基本的には歩きたばこはダメということにはなっているんですけど、それをどこまできちんと皆さんが理解されているかというところで、ある程度規制をかけた方が良いのではないかなというふうに思います。

なので、私としてはある意味規制がかかっている区分Aの公共の道路と繋がっているところのある程度の部分までは区分Aと同じ規制をかけ

の方が良いのではないかと思います。

(豊崎会長)

他にいかがでしょうか。線を引くのが難しいところがありますね。どこまで厳しくいくのか、若しくはそうでなくするのか。栗原先生が仰ったように、繋がったところの近くというのは公共の場ということで少し厳しめという御意見ですけど。どうでしょうか。

たしかに、ららぽーとみたいに、はっきりと敷地内、建物内というのが分かっている所は良いですけど、他の所はそうでもないですね。建物を出たらどこからが普通の道路で、どこまでがショッピングモール内の道路かというのが判然としない所があると思うんですが。どうなんでしょうかね。

(仁王健康支援課長)

例えば、市の道路と民間の持っている建物、必ず境界線はありますので、それを調べることは可能です。その手前のところで、ここから先はたばこ吸ったら罰金だよという路面シートを貼ってエリアを分けるということは可能かと思います。

(石川委員)

条例が施行されたときに指導等ができるような体制があった方がいいなど。そのためにはあまり曖昧なかたちで決めていくのはよくないと考えると、民有地か民有地でないかというところで線を引かして、民有地につきましては区分Bのようなかたちでできるだけ努力してもらおうと。受動喫煙防止に対するなんらかの規定が必要というのが良いのかなと思っております。

(豊崎会長)

他にいかがでしょうか。やはり、公共の場と言っても民有地だというのがベースにありますから、絶対にダメですよというのはなかなか難しいと思います。

今の御意見は非常に重要かと思います。他にどうでしょうか。なければ決を採るようなかたちにしてしまいますか。

(仁王健康支援課長)

他の部分を進めていただいて、全体のバランスを見ながらやっぱりAだった、Bだったというのがあっても良いと思いますので、もし行き詰っているようでしたら先に進んでいただいても構わないかと思います。

それで、先ほどの公開空地の件ですが、二種類ありまして、提供公園として市に提供する場合は市の所有になります。要は寄付する形です。

対してそのままマンションが持ち続ける場所は公開空地として、先ほど柏木委員が言ったようにマンションの管理になるということです。

市の方に提供いただいた公園については市の公園となりますので、今回のこの議論の対象からは外れると御理解いただければと思います。

マンションで持ち続けている公開空地については、マンションの持ち物ですが、不特定多数の人に開放していると。そういった土地をどのように規制しましょうかということで考えていただければと思います。

(豊崎会長)

それは、はっきりと分かるような表示があるわけですね。でも、意識していないとわからないですよ。私はそういうの見たことないしマンションの公園だと思っている感覚ですけど。

(仁王健康支援課長)

建築指導課に確認したところ、公開空地には必ず公開空地という看板を出してありますと言っていたので、公開空地として見分けはつくかと思えます。ただ、私は見たことがないのでどの程度のものでどの程度目立つかというのはございます。

(豊崎会長)

マンションの外側に公園があるところも結構ありますよね。そういうところも市に提供されているのか、それともマンションが所有する公開空地としての扱いになっているのかという、そういう目で見ることがないから実際どういう表示があるかというのがわからないので、どう線を引くのかというのはなかなか難しいですかね。

(菅原健康福祉部長)

提供公園の方は市の公園ですからそこでは吸ってはいけない。公開空地としてマンションが所有し、一般の方が利用できるスペースについて区分Aとするのであれば、そこでは吸わないでくださいと、市の方で受

動喫煙防止のためにたばこを吸わないでくださいという表示をすることで、吸っていい場所なのか、吸ってはいけない場所なのかというのを示すことはできると思います。

(豊崎会長)

そこはかなり難しいですよ。あの公園はダメと言われたのに、この公園は良いのかという話になってくると結構混乱するところなので、やはりその辺は線を引いた場合、はっきりと分かるような表示が必要だと思います。

どうでしょうか。もう一度②に戻りましょうか。今のことをまとめますと、市に提供したものはマンションの所有ではなくて市の所有になっていますのでそこは他の公園と同等の扱いになる。

一般に公開されているマンション所有の公園ですね、そこをどのようなかたちでこちらからお願いするかという点になったわけです。区分Aとして他の公園と同等レベルの考え方とするのか、区分Bとして喫煙は禁止はしないけれども受動喫煙防止に対してなるべく配慮してくださいというレベルに止めるのか、その辺について御意見をいただきたいと思っています。

(栗原委員)

私有地ということはよく解るんですが、そこは誰が利用するのかという観点からすると、市が管理している公園と何ら変わるところはないと思うんです。

マンションの所有地かもしれないですけど一般の人が使って良いということになるんだったら、それは公共性が高いものではないかなと私は思います。公園というかたちで一般開放しているのだったら当然規制も他の公園と同等にすべきだと思います。

(豊崎会長)

一番わかりやすい御意見かなと思います。他にいかがでしょうか。反対の意見とか、やっぱりこれはマンションの敷地内だから我々が言うべきではないから区分Bでという方はいらっしゃいませんか。

(榎方委員)

もしかしたら、公開空地があるからマンションを買うという人がいる

かもしれないし、受動喫煙防止という注意は必要だし、本当は栗原先生が仰ったようにダメにしたいんですけど、やはり所有者、マンションの自主性に任せた方が良く私は思っています。でないに住人の皆様にとってはちょっとキツイかなと思います。

(仁王健康支援課長)

すみません。ここでくどいようですが、もう一度はっきりさせておきたいのが、あくまで今議論していただいているのはマンションの外側にある公開空地ということで、マンションの内側でマンションの住人しか入らないような場所ではないということ。そのエリアの線引きだけお願いします。

今回議論いただいているのはマンションの外側、誰でも利用できるようになっていない場所ということで御理解いただければと思います。

(内山委員)

先ほどからあるように、お子さんが利用するところであることと、税制上の優遇措置も得られてマンションを建てているわけなので、ここは協力してもらおう区分Aで良いのではないのかなと考えます。

本当は吸う人の権利として守りたいところはあるんですけど、吸える公園がたまにポツポツとあるということは、逆にそこが副流煙の被害に遭う場所になってしまうのではないのかなと危惧するので、ここは公開空地という所も公園という取扱いにした方が、マンションの人にとって逆に窓を開けてたら健康被害に遭ってしまうということが起こり得るのではないかと思う部分も含めて、Aにした方が分かり易いのではないのかなと思います。

(栗原委員)

今の意見を聴きまして、以前に駅の方で吸う場合だったら、ただ単に灰皿を置くだけではなくて、必ず壁を作ってということで前回決まったと思うんですけど、それがこういう公園であったら、さらに駅前よりも逆に子どもたちが利用する可能性が高くなるのだから、マンションの建設者などに、もっときちんとしたものを要求するような形になってしまうと思うんですよ。

駅前などは市の方でつくるような話もありましたけど、このところを民有地とするなら、マンションの管理者やショッピングモールの方に

しっかりしたものを作ってくださいという形になると、逆に負担になってしまうのかなと思いました。

(豊崎会長)

ちょっと田舎の方の公園に行ったりすると公園の中に灰皿が置いてあるところがありますよね。お子さんの遊んでいるところでたばこを吸っているようなところもありますよね。

今、内山委員が仰ったように、ほかの公園は禁煙で、あそこは吸ってもいいよってことになればそこに集まるのかなということも十分考えられるなど。その辺も考慮すべき点かと思います。

ほかにはいかがでしょうか。

(柏木委員)

公開空地はマンションの理事会に任せた方がいいんじゃないですかね。逆に言ったらマンションの理事会で決めてもらうことではないかと思います。

ここで決めたことがマンションでは認められませんよと言われたらそれっきりですよ。だからここで決めなくてもいいのではないかと。マンションの公開空地については、各マンションの理事会に任せたらどうでしょうか。

(豊崎会長)

他にいかがでしょうか。もう少し皆さんの意見をいただかないと。

(柏木委員)

公開空地ですが、皆さんの意見では子どもが遊びにきたり、ほかの公共の場所と同様に扱わなければならないという意見もあったと思いますが、マンションの住人が所有している公開空地は、そこで遊ばなければいけないということではないですよ。遊んでもいいけど、あなたたちはそこで遊ばなければいけないわけではないのだから、そこで喫煙している人がいて嫌だと思ったら、行かない自由もあるわけじゃないですか。

それは公開空地に関わらず、いろいろな場所があると思います。子どもたちが来るから禁煙にしましょうというのは、私としては議論としては変じゃないかなという気がします。

民有地で所有者が公共でないということでしたら、それはその所有

者にお任せするのが、マンションの理事会で禁煙にするということであれば禁煙にすればいいわけですから。

(豊崎会長)

今すごく重要な御意見をいただきました。受動喫煙を考えるときに、喫煙側と非喫煙側が必ずいるわけですね。それでお互いが必ず意見を言うわけですよ。吸わない側は、受動喫煙を防止するためにやっているんだから、あなたたち吸わないでくださいって意見ですね。

吸う側は、私たちには吸う権利があるんだから受動喫煙するのが嫌だったらあなたたちがあっちに行ってくださいって。

ずっとこれなんですね。受動喫煙っていわれてから、吸わない側と吸う側がずっと相いれない。

そこが難しくて、どっちに折れろということも言えないので、そのところをうまく着地点を考えていかなければいけないんです。無茶苦茶厳しくしちゃうと後で、引けなくなっちゃうので、うまくところで着地点を考えていただきたいと思います。

やはりある程度融通が利く条例と言いますか、ちょっと逃げ道のあるというんですか、次のステップに入るときにまた厳しくすればいいのかなと私は思うんですね。公園はすべて禁煙が理想だと思うんですけど、マンションの敷地内であればマンションの組合に任せるというのも一つかもしれませんが、そういうことを市として、条例として組み入れていけるのかどうかですね。

(菅原健康福祉部長)

確かにその部分もあるんですが、実は今更とお叱りを受けるかもしれないんですが、不特定または多数の方が利用する場所についての規制をどうするかということですが、これは民有地ですので、大前提として市が民有地に対して規制をかけることができるのかということに対して、申し訳ございませんがまだ結論が出ていないというか、調べきれてないんですね。

仮に、規制できるとした場合に、こうした民有地を審議会として規制したほうがいいんじゃないかということで今審議していただいているということを大前提としていますが、行政として条例でそこまで縛れないということであれば最終的には何らかの協力依頼にはなってしまうのかなということが含みであるということをお願いしたいということです。

(豊崎会長)

確かにそのこのところをはっきりさせていかないと。もう一度御意見を
お願いします、今の部長のアドバイスを受けて。もう一度お願いします
ず。

(石川委員)

少し消極的になるかもしれないんですが、この条例を定めて、この条
例を実のあるものにしていくためには、喫煙する側、喫煙しない側両方
の人たちが理解し合って進めていくという気持でやることが大事かな
と。

今回の条例で、もし不備なことがあれば、次の機会にこれを基にもう
少し工夫して考えると。第一段階としては、民有地に対しては色々な方
に協力をしてもらう方向で何らかの規制をお願いしながらやっていく
と、というような段階がいいのかなと私は思います。

(豊崎会長)

民有地ということを考えますとその辺が妥当な線だと思えます。ただ
その場合ほかの公園との整合性をとっておかないと。市の指定する公園
ですと基本は規制されていますから。公開空地であるということとほか
の公園と違うという線引きがないとなかなか難しいですね。

そのこのところをはっきりできればいいと思うのですが、そうでない
と、あの公園でいろいろ言われたのに、こっこの公園はみんな吸ってい
るのはどういうことだというクレームが来てしまうのではないかと。そこ
ら辺の対応も考えていかなければならないのではないかと思います。い
かがでしょうか皆さん。

(佃委員)

この会に参加させていただいて、皆さんの意見を聞かせていただき
て、みんな市民なんですよね、基本は。それとやっぱり市民が元気で明
るく楽しく暮らすことが第一と思っています。

全部禁煙にするのが一番簡単なんですよ、はっきり言って。でもそう
じゃない、吸う人も吸わない人も共存する。

それからもう一つずっと考えていたのが、民有地にどこまで規制でき
るのか。ずっと疑問に思っていたことに、今部長さんが仰ってください

ましてね。やっぱりなと思ったわけですよ。

ですから、本当に禁止は簡単です。だけどこれを共存していくためにどうするか。そして皆さんに周知させることが大事だと思うんですよ。

受動喫煙を無くす方向にもっていくのが目的で、法律を作ることが目的ではないわけですよ。

だから、民有地に対してはあまりこちらから条例を作って、条例で締め付けるようなことはしない方がいいと、私はずっと思っていました。

そして民有地にどうしたら、公共の場と同じように受動喫煙のない場所を作っていけるかというところを、やはりもう少し細かく計画を立ててやっていけばと思います。

結論から言うとAではなくBということで考えています。これからの努力でAにもっていけばいいじゃないでしょうか。

(内山委員)

今まで吸えていた場所が吸えなくなるのは大変なんだろうなと思いました。例えばなんですけど既存のマンションの公開空地に関しては理事会で禁煙にできないか御検討してくださいと依頼して、新規のマンションの公開空地に関しては初めに基準を作って、許可を出すときに禁煙でお願いしたいと、そういう方向に向かえるような妥協案というのかな、新しいものに関しては、建てる段階できちんとお願いをしていくというのはどうなのかなと。

(豊崎会長)

色々な御意見いただいていますけれども、これから建つものに関しては色々条件を加えてもいいのかもしれないですけど、現状の公開空地ですね。これに関してはAという意見の方もいれば、Bという意見の方もいると。ただ、ここで決めておきたいと思いますので。

今までの意見ではAという意見とBという意見と半々ぐらいかなと思いますが、どうでしょうか。

(栗原委員)

吸われる方の意見もわかるんですが、公園というのは公園デビューという言葉があるんですよ。公園デビューというのは何かということ、お母さんが子どもを連れてコミュニケーションをとるための場所で、赤ちゃんがまず一番最初に遊ぶ場所ってイメージがあるんですね。

大人が公園で何しているかということ、結局昼休みにサラリーマンがたばこを吸っていて、それが問題になるんで公園を禁煙にするっていう話がされてきているんですよ。

公園という場所がどういう場所なのか考えると基本的にそういうことなんですね。もちろん民有地云々もあるんですけど、そこはマンション内で自分たちでしか使えないところだけきちんと管理組合で管理していけばいいだけの話であって、そこを公開する時点でこれは公の場所、というのが公園なんです。それをまず分かっていたいただきたいなと思います。

(豊崎会長)

皆さんいかがですか。どんどん意見を言っていただきたいと思います。公園は一律Aというのが一番わかりやすい。立地はどうであろうとそこを利用する人たちというのはだいたい子どもたちとお母さんたちですね。そこがメインであるからどこの公園も同じであると。ですからAですという意見もあります。でも公開空地の場合は基本は民有地であるからそこは少し緩くBとこういう意見ですね。審議会としてどういう結論にもっていくか。これはまた条例とするとときに市の方で色々意見が出て変わってくることも十分あると思います。ほかに御意見ございますか。

(佐藤委員)

揺るがない自分の考えがなくて、皆さんの意見を聞くたびに、ああそうかそうかと思ってしまって、個人的にはAにしたいんですけど自分の周辺だとか自分の世代だとかいろいろ考えますと決めかねるなという感じがします。すいません。

(豊崎会長)

まだ、御意見行ってらっしゃらない方はいませんか。では、あまりこの段階で決を採るというのは何なんです、決を採る形でよろしいですか皆さん。いいですか。

【はい】

では、現段階の皆さんの意見としてAを強く推す委員の皆さん挙手を

お願いします。…3名。Bを推す皆さんは5名。3対5です。

とりあえず公開空地に関してはBという皆さんが多いのでBという意見で審議会としてはまとめていきたいと思えます。

やっぱりどうしてもAでなければだめだという意見があれば今のうちに言っていたいただければ。はいどうぞ。

(榎方委員)

公開空地というのを私は初めて伺ったし、マンションを建てる時にみんな知らないで入る方もいると思います。そういう中で、いきなりここは公開空地だから、ここは絶対たばこを吸ってはいけない所だよというのは、今ちょっと決めかねて。

ですから、やっぱり協力いただいてぜひ理事会とかで受動喫煙のこととかお話しただいてそれで自主的に決めていただければと私は思います。きっと良識的な意見が出るだろうなと思ってBにさせていただきました。

(豊崎会長)

ちなみにそういう公園に灰皿って置いてありますか。今ないですよ。昔は置いてありましたよね。田舎の方に行くと錆びて朽ち果てそうなやつがたまにあたりしましたけど。今の公園にはないですよ。

(仁王健康支援課長)

はっきりしたことは調べてないのでわかりませんが、積極的に置いてないと思います。

(豊崎会長)

公開空地にも。

(仁王健康支援課長)

公開空地はまさに置いていないと思います。

(豊崎会長)

置いてないんだよね。だから実際にそこでなかなかたばこを吸う雰囲気にはなっていないという現状ですよ。そこをもう少し明らかにするかということだと思いますね。とりあえずここはBということで次に進

めさせていただきます。

そうするとショッピングモールも先ほどと同様の考え方になると思うんですが、ららぽーとみたいなところは禁煙になっている所がほとんどだと思います。あと喫煙所があったりしますね。ほかの普通の道路につながっているショッピングモールをどうするかというところですが、これについて、皆さん御意見いかがでしょうか。

(田淵委員)

ショッピングモールということで、たばこの自販機ももちろん置いてあることでしょうし、やはりここでは吸う場所をきちんと確保して喫煙できる環境を作った上で可能にしていかなければ、まったく禁止にしたら、先ほど皆さんが仰っていたように、習志野では吸えなくなっちゃいますので、やはり吸う方も吸わない方も守られる環境を作るという観点でやはりある程度の状況は必要かなと思います。

(豊崎会長)

分煙を図るということですね。ほかにいかがでしょうか。

(栗原委員)

公園と違いましてショッピングモールなどこういったところでは、それぞれの企業なり、なんなりが管理しているところだし、団地などと同じ意味合いだと思いますので、団地の理事会とかそういうところが運営している範囲内だと思いますので、そこまでは規制をかける必要はないと思っております。

ただ、うちの前のところもそうなんですけど、歩きたばこでたばこを捨てていくんですよ。毎日毎日同じ所に捨てていく、これは同じ人がやってるなと。そういったことにならないような形で、歩きたばこはだめなんですよというのを周知してほしいなと。

ですので、ショッピングモールに関してはBでよろしいんじゃないかなと思っております。

(豊崎会長)

ほかにいかがですか。Aじゃなきゃいけないという意見はありますでしょうか。先ほどの公園よりは緩くなるかなと思いますね。

歩きたばこの問題は非常にあるんですけど、やっぱり歩きたばこする

人は必ず同じ場所で歩きたばこするんですね。

私も通勤の時見かけますが、必ずいつも同じ場所で同じ人がたばこ吸っているんですね。そういう人がいるということを考えると、歩きたばこにしてもうまく指導していかないとなかなか難しいのかなと。

はい、これに関して、3番、4番だいたい同じ扱いですよ。ですから3番がBなら4番もBかなというところもありますけど、皆さんAがいいという方いますか。皆さんBでよろしいでしょうか。反対の御意見ありますでしょうか。大丈夫ですか。3番、4番はBで。いいですか。

(榎方委員)

企業の努力にお任せするしかないんですけど、企業の努力をお願いして全面禁煙はどうか。私はしてほしいけどちょっと難しいかな。

(豊崎会長)

今、色々なところで分煙をしっかりとしていますよね。それは企業の努力というのもそうなんですが、私はやっぱり吸う人のマナーっていうのが一番の問題なのかなと思いますね。

それも多分多くの方はしっかりとしてるんですけど、一部の方が習慣的にやってしまってるっていうのもありますよね。マナーを守っている人も非常に多いと最近思います。

では、この3番、4番に関してはBということよろしいでしょうか。

【はい】

では、次に、5番ですね。団地等の敷地内通路、広場、駐車場。これに関してはほかの2か所に比べてかなり特定の人ですよ。住人が利用する場所ってことになるとうり利用の方は限られてくるかなってところなんですけど、これに関してどうですか。

(仁王健康支援課長)

団地等の敷地内通路等という部分になりますと、マンションではなくて、市営住宅や県営住宅、公団住宅みたいなところで、敷地自体は道路から一本入りますので、市道ではないエリア、その団地の敷地内という形になります。

ただ、マンションの住民しか入れませんよというほど、閉鎖的ではない。一般的に人も通過するし、いろんな人が入ってくるような道路になりますが、基本的には住んでいる人たちが生活するために使う道路、駐車場ということになるかと思います。

(栗原委員)

やはりこちらの方も理事会などの管轄下にあると思いますので、特に厳しい規制の必要はないと思います。

私も訪問に行ったりするとき駐車場がすごく厳しくて駐車できないようにされているんですね。ちょっと1回問題あったりすると大変厳しくされたりしておりますので、お任せする形でよろしいのではないかなと思っております。

それから直接関係ないですけど、喫煙所に囲いを作ると煙が上からバンバン抜けてくような形になるので、あれだと匂いとか煙は広まって薄まっているんですけど、直接来るよりは全然違いますんで、ああいった形でやるのは目隠しにもなるんですね。ですから囲いをするっていうのも非常に重要だなと思いました。

(豊崎会長)

他に皆さんいかがでしょうか。

(仁王健康支援課長)

皆さんの議論を聞いて不安になってしまったので確認させていただきたいのですが、この①の駅前通路・広場というのは前回の会議の中で、公共の場所に準ずるということで決定したんですけど、ここまでBが並ぶとこれは本当にこれでよかったのかと不安になってしまったので念のため御確認だけしていただければ助かります。

(菅原健康福祉部長)

補足いたします。駅前広場につきましても例えばJRの敷地が道路に隣接していて、広場的になっているところなんですね。となりますと、鉄道事業者は普段から全面禁煙にしていますので、ほかの2番以降と同じ考え方で底地の所有者がきちんと対応していただけるような形でなんらかの規定を作り対応していただくことになるのかなと思います。

(豊崎会長)

前回Aで赤くなっているところが、こういった意見が出て、確かにもう1回振り返ってみるといのも。皆さん色々議論していくうちに少しずつ頭の中が整理されて、条例の全貌が見えてくるのかなと思うんですけど。

JRなどが禁煙とすれば、ここはAでなくてもいいのではという話ですがいかがでしょうか。

(佐藤委員)

Bについての質問なんですけど、何らかの規制が必要っていう、その何らかの規制というのは配慮義務なのか、努力義務なのか。条例に明記されるものなんですか。と言いますのは、ファミリーレストランに行きますと、お店の入口やトイレに行く通路のそばに喫煙座席があったりするので、その周辺で煙を吸わされるのがすごく嫌だなというのがありました。

条例に明記されるのであれば、トイレに行くまでの通路と入口は禁煙という風に変えてほしいなと思います。

(豊崎会長)

この条例は屋外になるので、屋内に関しては今回対象になりません。

(仁王健康支援課長)

私どもが規制するのは屋外ということになっております。屋内の方は国の法律で規制されます。そういう部分でいえば屋内については法律によって何らかの改善はされていくことと思います。

先ほどお店の入口、外に置いてある灰皿についてですが、今のお話ですと民有地ですので私どもの条例では規制はできない部分もあるかと思えます。

ただ条例に関係者に求めることということで、受動喫煙のないまちづくりだとかそういったことを入れることもできますので、そうすることによって、受動喫煙の影響が大きいので、場所をずらしてくれないかとお願ひすることも可能な部分はあると思います。

(菅原健康福祉部長)

店舗の入口に置いてある灰皿によって、店舗への出入りの際に受動喫

煙だとか、駐車場の範囲内の中で受動喫煙であれば、条例の対象外というようなことになるのではないかと思います。

道路に隣接しているお店で、その近くの灰皿が道路を歩いている人に受動喫煙の影響を及ぼしているというようなことになると、何らかの規制をすることによって灰皿の場所をずらしてくださいとか、そういったお願いをお店の方にすることはできます。

どこまでが影響範囲なのかというのは微妙なところではありますが、そのようなことで条例を作りこもうと考えております。

(内山委員)

先ほどの駅前通路と広場の件でJRの敷地や京成の敷地は民有地ですけど、その前の道は市の土地ということになりますよね。そうすると、市有地に喫煙場所を置くと考えていいんですか。

受動喫煙防止条例というのは、吸わせないための条例ではなくて、吸う人と吸わない人が離れて安全を確保するという風に私の中ではイメージしているんですが、そうすると全部民間にお願いします、民間にお願いしますではなくて、習志野市の持っている土地の中に目隠しのかかるたばこを吸う場所をきちんと作るとかしないと、たばこを吸う人は外出できなくなってしまうと思うんですよね。目標達成の手段のところ市で安全な場所にたばこを吸う場所を作っていくというのが片方ないと規制ばかりをしても共存できないと思うんです。ただ規制するだけでは吸う人の権利が守られないと思います。

(菅原健康福祉部長)

規制だけでなく環境の整備ということについては事業者さんとのヒアリングの中でも出てまいりました。ただ、これをどういう形で条例に組み込むか、その書きぶりについては、今どのような形になるというのは申し上げられませんが、最終的にそこが条例に謳えるのかどうかというのも今後検討してまいります。

御意見として規制だけではなく吸える場所の整備ということでは審議会の中でもお話があったと思いますので、条例としてどのような形にしていくのか検討していきたいと思います。

(内山委員)

仰るとおりなんだろうと思うんですが、ただ、実効性の担保の部分

で規制するだけでなく、吸う人が吸える場所を作りますよとしないと、この条例が吸う人に対して嫌な条例になってしまうところを大変危惧しているので、ぜひ御検討いただきたいというのが1点です。

それと、条例に書き込んでいくことで予算が取れるんじゃないのかなというのが私の中での思いなんです。喫煙所について明確に定めていくというのは作る努力をしていくという書きぶりをしないとないと思います。

(豊崎会長)

市が喫煙所を作るということに関しては、前回、前々回で少し議論になったと思うんですが、例えば駅周辺の道路に関しては確か前回の会議の中では作らないということで意見は一致したかと思います。

それはスペースの問題もあるし、駅前の道路はほとんどそういうスペースはないですね。そういう所に喫煙所を作っていくというのはなかなか困難であるし、完全な分煙にできるようなスペースはないというお話があったかと思います。

(仁王健康支援課長)

その件は御意見として頂戴して、後は条例の書き方になるかと思えます。例えば市として指定喫煙場所を設置することができるのか、そういう書き方であれば市が設置するような形になりますし、このエリアであれば喫煙所を設置することができるのか、なんらか一定の配慮した喫煙所を設置することができるように書くことも可能ですが、市としてどこまで対応できるのか決まっておられません。

その部分については、審議会の中でも何度も出ているように共存していくということで御意見頂戴しておりますし、またヒアリングの中でも御意見として頂戴しておりますので、そういったことも考えていかなければならないと思っておりますが、条例の中にこういった形で載せていけるのかというのは現段階ではお答えできる段階ではないと御理解いただければと思います。

(内山委員)

民間にだけ求めるのではなく、市の責任として条例を制定するに当たってどういうことをするべきかということも検討していかないと片手落ちになると思いますのでぜひ御協力お願いいたします。

(菅原健康福祉部長)

先ほど課長からも話が合ったとおり駅前のスペースに喫煙所を設けるのが難しい中で、確かにそこで吸いたいと思うんですが、なかなかそういう所に喫煙所を設けるのは難しいところがあります。別のところで吸うところを探していただくということとか、そういうことになってしまうのかなと、お答えできるのは。

(内山委員)

やはり公共交通機関に乗る前にたばこを吸える場所を作るということは共存のステップで、灰皿を撤去するだけでは片手落ちになると思うので、本当は具体的な施策を載せてほしいなと思うんですけど、決して排除するものではないという部分を表現していかないと、吸う方たちにただ反感をかわれるだけの条例になってしまうと思うので、しつこくなってまいりますのでおしまいにします。

(豊崎会長)

駅の周辺というのは、やはり多くの方が出入りするので、やはりそこで吸ってしまったら健康被害も起こりやすいということで、駅周辺の道路はAになったと思います。

最初のBに戻るとい話なんですけどここのところを変えるのかその意見を最後に聞きたいと思います。

(榎方委員)

駅という所は通り過ぎるところだと思っています。大体駅前っていうのはゆっくりしている場所じゃないんですよね。だから私は駅前は違うんだらうと思います。団地の通路とかではなくて。

たばこを吸わなくなった方の理由というのを聞きました。そしたら第1位は出張の多い方、飛行機に乗れない。乗り物に乗れないからやめた。どっちかという吸う場所じゃなくて不便になったから吸わないと。それは習慣なんですね、習慣病じゃないですか。

だから、健康なまちのためにたばこを吸わないということを努力すること、受動喫煙っていうのはこういうものだということ、吸わない人にこれだけのものを与えるんだからってことを言っていく必要が必ずあると思うんです。だからやっぱりAじゃなきゃダメだなんて。これは絶対

Aだと思えますけれど。

(豊崎会長)

いかがでしょうか。前回までに決定したAということ、これは必ずらずに駅周辺はAでよろしいでしょうか。反対の御意見の方いらっしゃいますか。大丈夫ですか。ではここはAのままです。

よって最初はAで後はBということですね。これに関してはなかなか線引きが難しいので、その辺の対応の仕方はまた考えなくちゃいけないのかなと思います。

あとは一般の人たちに対する周知ですね。啓蒙ですよ。色々な方をお呼びして公開講座みたいなもので啓蒙していくというのも大事なのかなと。

それでは今のがA、後はBBBBで決定してよろしいでしょうか——ではこれに関しましては以上の様に決定させていただきたいと思いません。

だいぶ時間が超過してしまいましたが、次に受動喫煙を防止するための条例についての答申ですね。案の内容について確認していきたいと思えます。

これについては、今まで皆さんと議論を重ねてきた内容を私の方で整理をしまして、また、事務局から、先日の市議会の様子などの報告も受けた上でひとまず「答申（案）」としてまとめたものでございます。

これに対して何か御意見ございますでしょうか。ちょっとマイルドな感じにはなっていると思えます。これに本日議論した内容も加わるわけでありますので、最終的なものは若干変わってくると思えます。

これに関して何かありますか。かなりマイルドではありますけど。もし御意見ないようでしたらこのような形でまとめさせていただきまして、また、本日の内容等が加わってくると思えますから、それに関しては会長一任とさせていただければと思えますが、よろしいでしょうか。

それでは、そのようにさせていただきます。

それでは最後に事務局より連絡事項がありましたらお願いします。

3. その他

(菅原健康福祉部長)

お疲れさまでした。委員の皆様におかれましてはこれまで5回にわたり御審議いただきまして、非常にお忙しい中、御多用の中審議会に出席

いただきまして活発な御議論をいただき誠にありがとうございます。

昨年の12月に受動喫煙防止の条例について諮問させていただきまし
た。屋外における受動喫煙の防止ということでありますけど、目的は違
うんですが、路上喫煙防止の条例、そういったものが近隣市にもありま
す。本市にも（通称）まちをきれいにする条例もありまして、歩きたば
こやポイ捨ては禁止している。そんな中で他市の条例では路上喫煙の防
止、さらに罰則も設けているというような自治体もございまして、それ
が結果として多くの人が通るところの受動喫煙防止になっていくとい
う中ではそれをもって自治体としては受動喫煙対策がイコールとなっ
ているというようなところもあるのかなと感じています。

そんな中で本市でも、まちをきれいにする条例の改正という方法もあ
ったかと思いますが、やはり本市は（通称）健康なまちづくり条例、こ
ちらを施行しておりますので、環境美化ということを目的としたまちを
きれいにする条例ではなくて、やはり受動喫煙を防止して市民の健康を
守ると、そういった目的を明確にした条例制定が相応しいということの
中で皆さんにお願いして整理をいただいていたところでございます。

先の市議会におきましてもこの受動喫煙防止の条例につきましても多
くの質問をいただくなど、大変注目されている案件でございます。

今回の審議会の中で答申案についてまで御審議いただいております
て、今回の諮問案件につきましてもほぼまとめていただいたと理解させ
ていただいております。

本日の審議内容を反映した答申ということを正式にいただけることの
中で、その答申案を基にしまして、6月頃にパブリックコメントを実施
いたします。そしてそのパブリックコメントに対しました市民からの御
意見ですとか、先の議会に置けます議員からの意見を総合的に勘案して
この条例案というものを策定する予定でございます。そして、条例につ
きましては、本年の9月の市議会に上程をし、本年度中に施行できるよ
うにということと今現在考えているところでございます。

審議会につきましては、この案件については本日で一旦終了というこ
とになるかと思いますが、今後パブリックコメントでどのような意見が
出たのかですね、条例案としてこのような形で上程するというような形
につきましては委員の皆様には情報提供というような形でしていきたい
なと考えております。

委員の皆様におかれましては、5回にわたる審議会での大変貴重な御
意見、本当にありがとうございました。

(仁王健康支援課長)

私の方からも一言御礼を申し上げさせていただきます。

本当に5回にわたる審議に御出席いただきどうもありがとうございました。また我々の準備に不備があり大変御迷惑おかけした部分もあったと思いますが、本当に答申をまとめていただき大変感謝しております。

今後の流れにつきましては、6月にパブリックコメント、あわせてクリーン推進課の持っている条例の方も改正していかなければならないので、そちらのほうも同時進行で、こちらはクリーン推進課が進めてまいります。

今年度は健康なまちづくり審議会の第1回目が終わったんですが、今年度は自殺対策の計画を立てなければならないということでそれに向けた取組みが始まるのと、健康なまち習志野計画が平成31年度までの計画となっておりますので、32年度から新しい計画になってまいりますので、31年度に計画を進めていかなければならない、その前段として健康意識調査というものを実施してまいります。

それに合わせて皆様と内容はどうするんだとかですね、今年度まだまだ健康なまち審議会を予定しておりますのでもう少しお付き合いいただかなければならない部分がございますので、ひとつよろしく願いいたします。本当にどうもありがとうございました。

4. 閉 会

(豊崎会長)

それでは他にどなたかございますか。他にないようでしたら、これで平成30年度第1回習志野市健康なまちづくり審議会を終了いたします。本日は長時間にわたり、ありがとうございました。